

下松市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

< 目 次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P. 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P. 4

令和8年4月
下松市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市学校教育においては、「心豊かに生きる力を育む」を基本目標に掲げ、児童生徒一人一人を大切に、誰もが安心して生き生きと学べる教育を推進している。その実現のためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画の趣旨は、下松市立学校（以下「学校」という。）における教職員の働き方改革を推進することにより、限られた時間の中で最大限の成果を上げることにある。そのために、業務の精選と効率化を図り、子どもたちと向き合う時間を確保するなど、本来担うべき業務に力を注ぐ時間の創出をめざしていく。

下松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本計画を学校や市長部局と連携して推進し、地域及び保護者の理解と協力を得ながら、持続可能な指導・運営体制の構築や教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努める。さらに、本計画の取組状況の課題を検証し、適宜計画の見直しを行うものとする。

(2) 本市の現状

教育委員会では、平成30年に「下松市学校における働き方改革取組方針」を策定し、毎年見直しを行っている。現在は、「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける」ことを目標として、教員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、学校における過去3年間の教員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

○ 時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合

		小学校	中学校
月 45 時間超	山口県 R6	30.8 %	41.4 %
	下松市 R4	37.4 %	60.6 %
	下松市 R5	33.8 %	51.3 %
	下松市 R6	31.9 %	44.9 %

○ 時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合

		小学校	中学校
年 360 時間超	山口県 R6	57.7 %	66.6 %
	下松市 R4	62.1 %	87.0 %
	下松市 R5	61.3 %	83.5 %
	下松市 R6	55.2 %	76.2 %

時間外在校等時間が月45時間を超える学校の割合は、年々減少しているが、県平均よりは高い状況にある。特に、中学校は小学校と比較して割合が高いため、引き続き学校部活動の地域展開や自動採点システムによるデジタル技術の活用等を促進する必要がある。

また、近年、産育休を取得する教員の増加等に伴う代替教員の確保が課題であり、時間外在校等時間の増加につながるため、教員の適切な配置が求められている。

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 時間外在校等時間が月45時間以下となる教員の割合を100%にする。
- イ 教員の時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合を0%に近づける。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 教職員の年間の年次有給休暇の取得日数を10日以上とする。
- イ 教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前年度より低減させる。
【R7 11.4%】
- ウ 教職員のストレスチェックにおける働きがいに関する値を前年度より増加させる。
【R7 3.2（値の範囲：1～4）】
- エ 教職員の精密検査の受診率を80%以上とする。【R7 45.2%】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 地域住民や保護者等による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 児童生徒が登校・下校する時間の見直しを推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り

- ・ 放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。

③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校がスクールソーシャルワーカーや弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制整備の構築を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④ 調査・統計等への回答

- ・ 統合型校務支援システムを活用することにより、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑤ 学校プールについて

- ・ 下松市立小中学校プール適正化計画に基づき、学校プールの集約化をすすめ、教職員の負担を軽減する。

⑥ 学校部活動

- ・ 教育委員会が策定する「学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】」に基づき学校部活動の地域クラブへの移行を促進する。
- ・ 令和10年度中の学校部活動の地域クラブへの完全移行をめざし、市長部局との連携を強化する。

⑦ 学校支援人材の学校への配置又は派遣

サポート人材	主な業務内容
教員業務支援員	印刷・集計・環境整備等の業務支援
こども支援員	児童生徒に対する生活指導・支援
こころサポーター	不登校児童生徒等への個別支援
部活動指導員	学校部活動の技術指導・大会引率
学校司書	学校図書館の運営に係る業務
CSコーディネーター	地域連携を推進する業務
養護職員（市職）	養護教諭の補助的業務
事務補助（市職）	事務職員の補助的業務
スクールカウンセラー（SC）	下松市カウンセリングルーム「くだまつふれあいラウンジ」
スクールソーシャルワーカー（SSW）	児童生徒の置かれた環境への働きかけを行う業務

⑧ コミュニティ・スクールの機能強化

- ・ CSコーディネーターを学校に配置し、管理職や地域連携担当教員との役割分担を適切に行い、学校と地域とを効果的につなぐ地域連携教育の充実に努める
- ・ CS担当教育指導員を学校教育課内に1名配置し、指導主事や社会教育主事と連携し、学校への効果的な伴走支援に努める。

⑨ ICT教育に関わる授業支援及びネットワーク設備等の保守・管理

- ・ ICT教育推進室によるタブレット端末の活用に関わる教職員への授業支援やネットワーク関係の故障や整備、セキュリティ管理等に関わる学校への支援を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑩ 学習評価や成績処理

- ・ 統合型校務支援システムやICT技術の活用により、採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑪ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 教育委員会で任用するスクールカウンセラー（くだまつふれあいラウンジ1名）やスクールソーシャルワーカー（6名）を活用し、相談支援体制の充実に努める。
- ・ 不登校児童生徒への対応に当たっては、下松市教育支援センター（教育指導員4名・学習支援員5名）の機能強化や学校に配置するこころサポーターによる効果的な支援を促進する。
- ・ 市長部局ほか関係機関との連携強化に努め、児童虐待等に対する組織的な取組を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 学校の教育課程編成

学校の教育課程における年間授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、見直しを行う。

イ 教育活動の定期的な見直し

当初のねらいが形骸化し十分な教育的効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の会議等の勤務時間内での設定など、時程表の工夫を行う。

ウ ICTに関するアンケートの活用

ICT技術の活用により、教職員間における情報共有のデジタル化や集計業務などの校務を効率化する。「ICT活用スキルのアンケート」を毎年12月に実施し、「下松市ICT教育推進協議会」にて本市におけるICT教育の次年度の取組に生かす。

エ 学校評価の活用

学校評価に対して、働き方改革の項目を明確に位置づけ、学校関係者からの助言、評価を踏まえ、取組の改善・充実を図る。

オ 学校運営協議会の活用及び地域・保護者への発信

働き方改革に関して学校運営協議会からの意見を取り入れ、地域・保護者に学校の取組を発信する。また、学校のホームページにて、働き方改革の取組を毎年公表する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 医師による面接指導

時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。

イ ストレスチェックの実施

ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用し、職場環境の改善を推進する。【R7 86.9%】

ウ 年次有給休暇の計画的な取得促進

学校の実状に応じた年次有給休暇の取得日数を増加させる取組を推進する。
(例：学期に2日は、計画的に年休を取得する。)

エ 学校閉庁日の設定

夏季休業中に4～5日程度、冬季休業中に2日の学校閉庁日を設定する。

オ 留守番電話の活用

学校に整備した留守番電話を活用することで、緊急時を除き、教職員の勤務時間外の電話対応の負担を軽減する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

(1) 教育委員会会議（定例会）及び市総合教育会議における報告

取組の着実な実行を図るため、教員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 市ホームページによる公表

毎年度、教育委員会としての取組を市ホームページで公表する。

(3) 校長会及び教頭会への働きかけ

学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職に対して様々な機会を捉えて本計画の周知を図る。

(4) 学校へのフォローアップ

- ① 学校のホームページでの公表依頼
- ② ストレスチェックの実施
 - ・ ストレスチェックの実施率向上のための働きかけ
 - ・ ストレスチェックレポートの学校への送付
 - ・ 高ストレスと判定された者が医師による面接を希望した場合に面接指導を実施
- ③ 衛生委員会における産業医の活用
- ④ 課題が見られる学校への支援
 - ・ 学校への聞き取り及び指導

(5) 学校における働き方改革推進会議の開催

